

令和2年度

東京湾中央航路水質分析（その2）

仕 様 書

令和2年2月

国土交通省関東地方整備局

東京湾口航路事務所

1. 業務概要

本業務は、東京湾中央航路付近において採取した海水の水質分析（放射能分析）を行うものである。

2. 履行期間

令和2年4月1日から、令和3年3月26日までとする。

3. 業務内容

工種	名称	単位	数量	参考数量	摘要
水質分析	室内試験	式	1	1 試料/回	参考：50回

4. 契約方法

本業務の契約は、1 試料当たりの単価契約とする。

5. 提供試料

室内試験を行う試料は当所が提供するものとし、試料の引渡し場所は以下のとおりとする。

（引渡し場所）

神奈川県横須賀市新港町13番地

国土交通省 関東地方整備局 東京湾口航路事務所

6. 業務仕様

6-1 本業務実施に先立ち、業務計画書を作成し、当所係官へ提出するものとする。

業務計画書の作成にあたっては、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（平成31年3月 国土交通省 港湾局）」を準用すること。

6-2 室内試験

（1）室内試験は、試料採取日翌日の午前中までに実施するものとし、結果を速報としてメールまたはFAXにて報告するものとする。

（2）試料の引渡しは、試料採取日の13時～17時を想定している。

また、試料と併せて必要事項を記入した別紙1の試料採取記録表及び採水地点における容器写真を提供する。

（3）室内試験は、別紙2に基づき実施するものとする。

（4）試験結果本紙（受注者の捺印があるもの）は、後日当所係官へ提出するものとする。

7. 検査

本仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

8. 支払い

支払いは、受注者の適法なる請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。

9. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

- (1) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。
また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- (2) (1) により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告しなければならない。
- (3) (1) 及び(2) の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- (4) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

10. その他

- (1) 試料を保管する容器については、受注者が準備するものとし下記要件を満足するものでなければならない。
 - 1) 船上において採取器具（バケツ）から容器への試料の移しが容易であり、漏れないこと。
 - 2) 試料名及び採取日時が記入できるラベルが添付されていること。
 - 3) 適正な容量で、破損の恐れがないもの。
 - 4) 持ち運びに適していること。
- (2) 試料採取日は毎週火曜日（原則として週1回）を計画しているが、荒天等の理由により試料採取予定日に試料が採取できなかった場合は、当該週内に試料採取を行うものとする。
なお、荒天等により中止の場合がある。
- (3) 本業務について疑義が生じた場合は、発注者と協議するものとする。

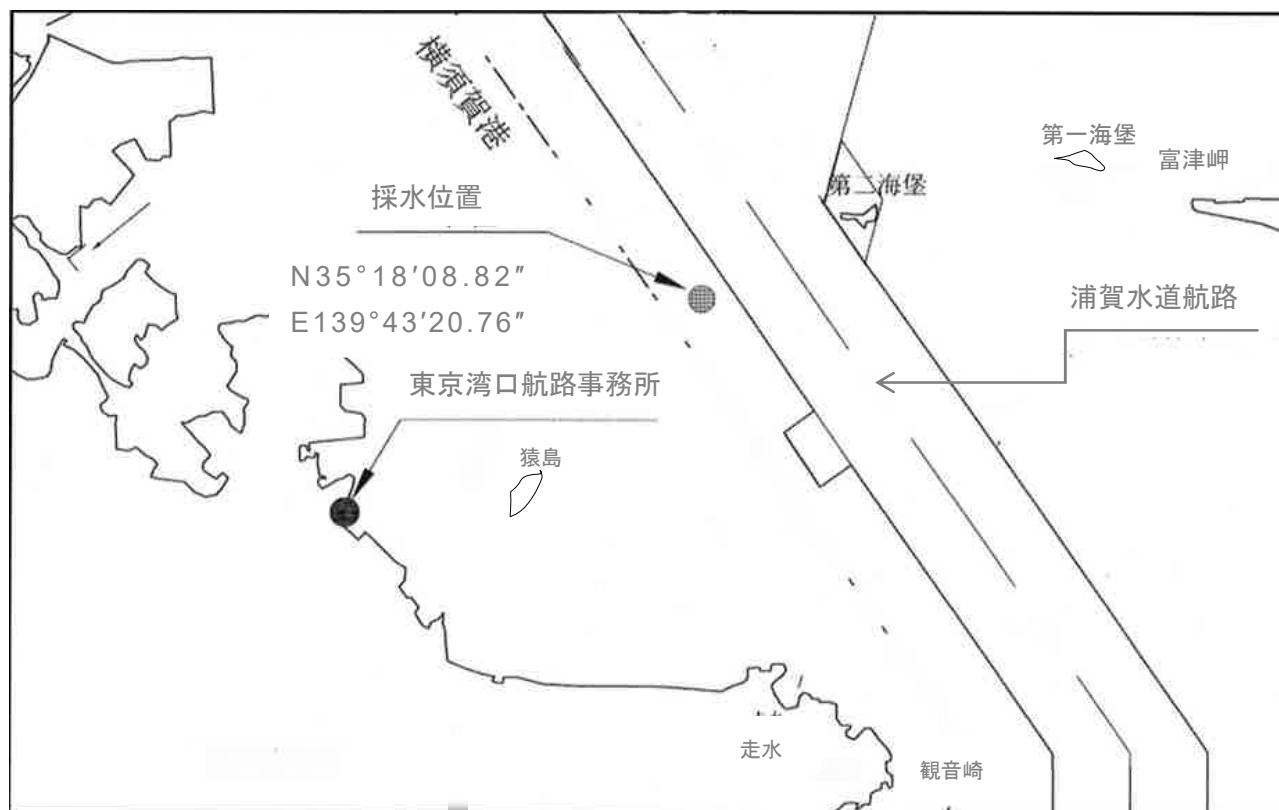
以 上

試料採取記録表

資料名	U-	天候	<input type="checkbox"/> 晴れ <input type="checkbox"/> 曇り <input type="checkbox"/> 雨
採取地点	<input type="checkbox"/> 下記の位置図 <input type="checkbox"/>	採取日時	令和 年 月 日 時 分
採取量	<input type="checkbox"/> 2,000ml <input type="checkbox"/>	記入者	<input type="checkbox"/> 東京湾口航路事務所 <input type="checkbox"/>
採取器具	<input type="checkbox"/> バケツ <input type="checkbox"/>	容器写真 (採水地点)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
特記事項			

- 1) には、いずれかにチェック入れ、必要事項を追記すること。
- 2) 採取器具は、採取する位置の海水で3回共洗った後、表層を採取すること。同様に容器も海水で洗ってから、採取した海水を入れること。
- 3) 容器写真には背景を入れ、採取位置が概ね把握出来るよう撮影すること。

採取位置図



室内試験の実施について

1. 測定方法

『緊急時における食品の放射能測定マニュアル』（平成14年3月 厚生労働省医薬局食品保健部 監視安全課）による「ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法」

なお、測定容器にはマリネリ容器（2L）を使用するものとする。

ただし、厚生労働省による測定方法に関するマニュアルが変更となった場合については、測定方法について当所係官と協議するものとする。

2. 測定対象項目

測定対象項目	定 量 下 限
放射性ヨウ素 I-131	5 Bq/kg 未満 (5 Bq/kg 未満を超える場合は数値で報告すること)
放射性セシウム Cs-134 及び Cs-137	5 Bq/kg 未満 (5 Bq/kg 未満を超える場合は数値で報告すること)

なお、飲食物摂取制限に関する指標※による指標値を上回る数値を測定した場合は、直ちに当所係官に一報すること。

※飲食物摂取制限に関する指標

核 種	原子力施設等の防災対策に係る指針における 摂取制限に関する指標値 (Bq/kg)	
放射性セシウム	飲料水	10

「食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）」に平成24年厚生労働省告示第130号の改正がされている（平成24年4月1日より適用）。

3. 測定時間

約90分間（約5,400秒間）